

第6号様式（その2）記載要領

- 1 この申告書は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人（同項第1号又は第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人を含む。）が仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- 9 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑪」の欄までは記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。
- 10 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、特別控除取戻税額及び用途秘匿金の支出に対する法人税額（用途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載すること。
- 11 道府県民税の「⑳のうち見込納付額㉑」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）

- ）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 12 事業税の「所得金額総額㉗」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉞」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㉙」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉞」の欄の金額を記載すること。
- 13 事業税の「付加価値額総額㉓」又は「資本金等の額総額㉕」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉑」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉑」又は「資本金等の額総額㉔」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉑」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。
- 14 事業税の「㉓のうち見込納付額㉔」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 15 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額㉒」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉑」又は「軽減税率不適用法人の金額㉔」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉑」又は「軽減税率不適用法人の金額㉔」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 16 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㉒」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉓」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉓」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 17 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㉒」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉓」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉓」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 18 特別法人事業税の「㉔のうち見込納付額㉔」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。
- 19 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉒」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
- 20 還付請求の「中間納付額㉗」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。
- 21 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

- 22 法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。
- 23 法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。